令和2年度 川口市立青木中学校部活動に係る活動方針

2018年3月にスポーツ庁から、また同年12月には文化庁から、運動部及び文化部の部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されました。これを受け、同年7月に埼玉県の部活動の在り方に関する方針が、今年1月には「川口市部活動方針」が策定され、これに則った各校での「部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。

市内全中学校は部活動方針策定にあたり「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を取組の共通事項とし、毎年度各校の実態に即した「部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

〇学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
〇計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

〇運動部
サッカー　野球　陸上　剣道　水泳　　男女バスケットボール　男女バレーボール
男女卓球　男女ソフトテニス　男女硬式テニス　女子ソフトボール（柔道）
〇文化部
吹奏楽　コーラス　美術　将棋　家庭科　総合

対象

〇本校部活動に加入している全生徒
※活動への加入対象生徒は、部活動の教育的意義を鑑み、原則として生徒全員とする。
※クラブチーム等外部機関で活動している生徒については、その活動が部活動と同一の目的を果たしていると見なし、活動日により学校内の部活動が免除される場合がある。

◇活動方針の３つのポイント◇

（１）活動時間の設定

〇１日の活動時間は、**平日は２時間程度、休業日は３時間程度**とする。
・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。
・課業日の活動時間
(1)朝練習 7:30～8:00(30分)
(2)放課後

① 4/1～9/30	月→15:10～18:15	火～金→16:10～18:15
②10/1～新人戦	月→15:10～17:45	火～金→16:10～17:45
③新人戦～1/31	月→15:10～17:15	火～金→16:10～17:15
④2/1　～ 2/28	月→15:10～17:30	火～金→16:10～17:30
⑤3/1　～ 3/31	月→15:10～17:45	火～金→16:10～17:45

・課業日に朝練習を実施する場合は活動時間に累積する。
・定期考査１週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。

（２）休養日の設定

〇学期中は、原則として**週２日以上の休養日**を設ける。（平日１日以上かつ土日いずれか１日以上）

〇定期考査１週間前及び定期考査期間中（最終日も含む）の部活動は原則禁止とする。

〇休養日は各部で設定する。

〇週末に大会･コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(３)休養期間（オフシーズン）の設定

〇長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日 8/12～16 及び年末年始 12/29～1/3 は休養期間（オフシーズン）に設定する。**

※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。（長期休業中がのぞましい）

〇土日及びオフシーズンに大会･コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

指導体制の整備について

〇各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。

〇作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。

〇管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。

〇外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

〇年間部活動計画・月間部活動計画により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。

〇安全指導を徹底する。

- 施設や設備の点検を定期的に実施し、事故の防止に努める。
- 教職員全員が参加する心肺蘇蘇生法や AED 使用の研修を実施する。
- **熱中症**事故防止を徹底する。（生徒の活動時における熱中症対策を適時公表する）

〇体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。

〇生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。

〇効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。

〇部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

【令和２．４．１～令和３．３．３１適用】